

オランダ  
判例速報  
2024年  
11/12月号

## 【投資・合併・買収の国家安全 保障審査に関する法律】

マイクロ光学レンズに関する技術を有する企業の買収取引について、投資・合併・買収の国家安全保障審査に関する法律に基づき届出を命じた大臣の決定が差し止められた事例  
(ロッテルダム地方裁判所 2024年4月25日決定<sup>1</sup>)

2023年6月1日、投資・合併・買収の国家安全保障審査に関する法律<sup>2</sup>（以下「Vifo法」）が施行されました。同法によりますと、同法は、例えば、国家安全保障にとって『センシティブな技術』を有する企業に関する投資、合併、買収等の行為（以下「取得行為」）に適用されます<sup>3</sup>。届出義務者（すなわち取得者または取得行為の対象企業）は、取得行為を実施する意向を経済および気候担当大臣<sup>4</sup>（以下「大臣」）に届出を提出する義務を負います<sup>5</sup>。また、大臣が届出義務者に対し審査決定を要しない旨の通知を発するか、または審査決定を発する場合を除き、取得行為は実施されません<sup>6</sup>。なお、同法施行より前に行われた取得行為であって、2020年9月8日以降に行われたものが、国家安全保障上のリスクをもたらす可能性があるとの疑いを大臣が合理的な根拠に基づいて抱く場合、大臣は、同法施行後8か月以内に取得行為の関係者に対して届出を提出するよう命じることができます<sup>7</sup>。

本件では、Vifo法施行以前の2021年4月2日に行われた、マイクロ光学レンズに関する技術を有する企業の買収取引について、まだ当該取引について情報が不足し、当該取引が同法にいう取得行為に該当するか大臣自身が判断できていない中で、大臣が同法にいう届出を提出するよう買収取引の対象企業に命じ、かつ当該取引が同法にいう取得行為に該当しないことを説明するよう求めました。これに対して対象企業は、大臣が届出を命じる権限を行使できるのは、当該取引が同法にいう取得行為があることが大臣によって証明された場合に限られるが、大臣がそれを証明できていない中で届出を命じることは挙証責任の転換であるとして、裁判所に当該決定の差し止めを命じるよう請求しました（請求認容）。

Vifo法に関する判例はまだ珍しく、同法下での手続きの流れや進行速度（以下の日付に着目してください）を理解する上で有益な情報と思われ、ご紹介申し上げます。

## 序文

- 2023年6月15日付の決定により、大臣は[申立人]に対し、2021年4月2日に行われた買収取引について、投資・合併・買収の国家安全保障審査に関する法律（Wet Vifo、以下「Vifo法」）第11条に定める届出を提出するよう命じた。

<sup>1</sup> Rb Rotterdam 25 april 2024, ECLI:NL:RBROT:2024:3747.

<sup>2</sup> Wet veiligheidsstoets investeringen, fusies en overnames.

<sup>3</sup> Art. 2 Wet Vifo.

<sup>4</sup> Minister van Economische Zaken en Klimaat.

<sup>5</sup> Art. 11 lid 1 Vifo.

<sup>6</sup> Art. 10 lid 1 Vifo.

<sup>7</sup> Art. 58 lid 1 Vifo.

2. 2024年3月18日付の決定により、大臣は〔申立人〕の不服申立てには根拠がないと宣言した。2024年3月21日、大臣は〔申立人〕に対し、2024年3月29日までに届出を提出するよう命じた。
3. 〔申立人〕は後者の2つの決定（本件で争われている決定）に対して（裁判所に行政裁判上の）訴えを提起したが、これらは共に2023年6月15日付の決定に関する再審査を含むものである。さらに、〔申立人〕は、保全事件担当裁判官に仮処分命令を申し立てた。
4. 2024年5月16日、〔申立人〕は訴えの理由を提出し、大臣は答弁書を提出した。
5. 保全事件担当裁判官は2024年4月18日の口頭審理で本件申立てを審理した。両当事者は代理人によって代理された。 (...)
7. 〔申立人〕は、レンズ、レーザー、光学コーティング、チップベースの光学システム等のマイクロ光学製品を専門としている。公開情報によると、2021年4月2日、〔会社1〕を通じて〔会社2〕による〔申立人〕の買収取引が行われた。大臣によると、当該取引が潜在的に国家安全保障上のリスクをもたらす可能性があるとの見方もある。大臣によれば、入手可能な情報に基づくと当該取引はVifo法の適用範囲に含まれるため、〔申立人〕はVifo法第58条第1項に基づき、当該取引に関してVifo法第11条に定める届出を提出するよう（大臣により）命じられた。〔申立人〕はこれに同意していない。
- 8.1 〔申立人〕は仮処分（本件決定の差し止め）による救済を求める緊急の利益があると主張している。すなわち、届出の準備には〔申立人〕に費用がかかるが、届出が不要であった場合、後から振り返ると不要な費用となる可能性がある。さらに、審査決定における届出の結果、大臣が〔申立人〕にあまりにも広範囲な措置を課す可能性があり、〔申立人〕はそれに対して別途答弁しなければならぬ。これでは、〔申立人〕の利益は不均衡に害され、争いの対象となる決定に異議を唱える〔申立人の〕権利は容認できないほど損なわれるだろう。大臣は、緊急の利益があるとの（〔申立人〕の）主張に反論している。  
  
(...)
- 9.1. Vifo法第58条第1項によると、同法施行より前に行われた取得行為であって、2020年9月8日以降に行われたものが、国家安全保障上のリスクをもたらす可能性があるとの疑いを大臣が合理的な根拠に基づいて抱く場合、大臣は、同法施行後8か月以内に取得行為の関係者に対して届出を提出するよう命じることができる。その後、大臣は、国家安全保障上のリスクについて取得行為を審査し、この評価に基づき、同法第10条第1項第a号に定める通知を発するか、職権による審査決定を発することができる。
- 9.2 〔申立人〕は、大臣が〔申立人〕に対して2021年4月2日の取引がVifo法にいう取得行為に該当しないことを届出によって証明するよう要求したことにより、挙証責任を（不当に）転嫁したと主張している。〔申立人〕はこの点について、Vifo法第58条第1項にいう合理的な疑いとは、専ら国家安全保障上のリスクに関するものであると指摘している。つまり、大臣が届出を命じる権限を行使できるのは、同法にいう取得行為があることが大臣によって証明された場合に限りであると主張している。
- 9.3 さらに、〔申立人〕は、大臣は誤った前提に依拠していると主張した。すなわち、〔申立人〕によると、所得された66%の持分には議決権やその他の支配権に関する権利が一切付されていなかったため、2021年に支配権の変更は生じなかった。また、問題となるファンド内の支配権は、株主間契約での合意に基づき、2018年以降すでに少数株主に完全に帰属していたとする。したがって、66%の追加的な持分の取得は、当該ファンドの支配権や〔申立人〕の間接的な支配権に影響を及ぼさなかった。 (...)

- 9.4. 本件で争われている決定の中で、大臣は、[申立人]が2021年4月2日の買収取引に関して十分な明確性を提供しなかったため、Vifo法にいう取得行為に該当すると考えた。その際、大臣は、株主間契約第4条第1項が明確でなく、また日付と署名がないことを指摘した。大臣によると、[申立人]は（行政庁内での）不服申立ての審理において、本条項の背景や両社に適用される規制との関係を明らかにすることもできなかったという。（...）
- 9.5. 保全事件担当裁判官は、次のように判断する。[申立人]の指摘は正しく、Vifo法第58条第1項にいう合理的な疑いは、取引が同法の適用範囲に含まれるかどうかの問題には関係しない。すなわち、この問題は、届出が命じられる前に答えられなければならないため、届出が行われた後の段階に「持ち越す」ことはできない。したがって、届出を命じる前に、大臣はすでに審査している取引の全容を可能な限り明らかにし、その上でVifo法の適用範囲に含まれるかどうかを判断しなければならない。本件では、大臣はそれを怠った。口頭審理の後、口頭審理の際に出された質問に基づいて、大臣にとっては、情報が不足していたため、未だこの買収取引について不明瞭な点があった。したがって、大臣は、情報がない場合、問題となる取引がVifo法の適用範囲に含まれると判断するのではなく、不足している情報を[申立人]に請求すべきだった。しかし、そうすることで（すなわち不足している情報を[申立人]に請求しなかったことで、）大臣は十分な注意を払って本件決定を下さず、事実上、[申立人]に本件買収取引がVifo法の適用範囲に含まれないことを証明する責任を負わせた。つまり、その不注意な決定審査と、その結果として不十分な理由付けのために、保全事件担当裁判官は、本件で争われている決定が適法であるかどうかについて疑念を抱かざるをえない。（...）

#### 結論および結果

10. 保全事件担当裁判官は、（行政裁判上の）訴えに対して決定が下されるまで本件決定を差し止める。大臣は[申立人]が支払った裁判費用を弁済しなければならない。また、大臣に対して、1,750ユーロ（1ポイント875ユーロの2ポイント）の訴訟費用の支払いを命じる。

（...）

\*\*\*